

武雄総合庁舎清掃業務処理要領

委託場所	武雄市武雄町大字昭和265番地
委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

この要領は、作業の大要を示すものであり、現地の状況に応じて、本書に記載されていない事項であっても、美観上又は建物管理に必要と認められた清掃作業は、委託者（以下、「甲」という。）及び受託者（以下、「乙」という。）双方の協議のうえ、委託金額の範囲内で、誠意を持って実施するものとします。

また、この処理要領に基づく清掃作業は、乙の建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者の指導監督のもとに、下記により実施するものとします。

記

- 1 「日常清掃実施要領」及び「定期清掃実施要領」の業務の詳細については、別紙による。
- 2 清掃業務に当たっては、甲の業務に支障のないように注意すること。
- 3 乙は、業務責任者を定め、甲に書面で届け出ること。
- 4 乙は、毎日の業務完了後に「清掃業務日報」を提出すること。また、定期清掃の業務完了後は、「完了報告書」及び写真（作業前・作業中・作業後）を提出し、甲の検査を受けること。

日常清掃実施要領

1 基本的事項

- (1) 日常清掃は、土・日曜日及び祝日など甲の閉庁日 及び毎週水曜日を除く 毎日、1名以上の作業員を配置して実施すること。
(毎週水曜日は日常清掃を実施しない。)
- (2) 日常清掃は、庁舎内の事務室を除く共用部分及び庁舎敷地内（駐車場等）を対象とします。

2 共用部分の清掃

- (1) 共用部分の清掃作業は、原則毎日行うこと。（別表の※については、必要に応じて随時行う。）
- (2) 清掃の際、移動させることのできる傘立て、看板などの備品類は、移動した上で入念に清掃する。なお、移動した傘立て・備品類は、清掃後元の位置に必ず戻しておくこと。
- (3) 庁舎内の共用部分は、次のとおりです。

区 分	面 積
本館棟	615.63m ²
保健福祉棟	636.49m ²
別館会議室棟	65.25m ²
車庫・倉庫B棟	6.30m ²
合 計	1,323.67m ²

(4) 作業の内容

- ① 玄関、通用口、ロビー、廊下、階段、トイレ等の防塵、水拭き
- ② 玄関、通用口のマット清掃
- ③ 湯沸かし室の清掃、塵ゴミ処理
- ④ トイレ内の便器の清掃、汚物処理
- ⑤ 甲が支給するトイレットペーパー、石けん水の補充
- ⑥ 本館非常階段の清掃
- ⑦ 別館会議室及び休憩室の防塵、水拭き

3 庁舎敷地内の外構の清掃

- (1) 庁舎敷地内（駐車場等）の清掃は、必要がある場合に適宜行うこと。
- (2) 敷地内において樹木等から落ちた枯れ葉などの清掃も行うこと。
- (3) 台風通過後などに、庁舎敷地内に大量のゴミが散乱している場合は、甲に状況を報告し、その指示に従うこと。
- (4) ごみ置き場倉庫の清掃を適宜行うこと。

定期清掃実施要領

1 定期清掃

- (1) 土曜日、日曜日及び祝日など甲の閉庁日に実施すること。
- (2) 監督者1名、作業員5名以上を配置して実施すること。
- (3) 実施場所は、庁舎内の事務室及び共用部分とします。
- (4) 日程、作業の内容、範囲などについては、甲と協議し、承認を受けること。
- (5) 実施場所の面積と、実施月

建物等の区分	面積	実施月
本館棟 1階	760.67㎡	6月、12月
本館棟 2階	763.82㎡	
本館棟 3階	780.92㎡	
本館棟 4階	138.58㎡	
屋上溝	0.00㎡	
計	2,443.99㎡	
保健福祉事務所棟 1階	830.87㎡	7月、1月
保健福祉事務所棟 2階	850.22㎡	
別館会議室棟	308.59㎡	
渡り廊下	0.00㎡	
計	1,989.68㎡	
合計	4,433.67㎡	

(6) 作業を除外する範囲

事務室内で机・キャビネットなど、移動できない備品類のある部分。

(7) 作業内容

- ① Pタイルの床清掃は、塵ゴミを除去し、洗剤によりポリッシャーを使用して洗浄のうえ、汚れを拭き取り、樹脂ワックス仕上げとします。
ただし、ポリッシャーを使用できない部分は、ブラシ又は乾布類を用いて行うこと。
- ② 執務室内はOAフロアのため、水などによる洗浄は絶対行わないこと。
- ③ 移動させることのできる椅子や備品類は、移動させて入念に清掃すること。
なお、移動させた椅子や備品類は、必ず元の位置に戻しておくこと。
- ④ 屋上の排水溝部分にある枯葉や泥、ゴミ等は取り除き清掃を行うこと。

(8) 鍵の受け渡しなど

定期清掃を実施する時に必要な事務室の鍵は、その都度甲が乙に貸与します。
乙は、預かった鍵の不正使用及び盗難防止の措置を講じること。

2 窓ガラス清掃

- (1) 実施面積は合計で816.26㎡です。
- (2) 実施は年1回とします。
- (3) 庁舎の外側で、2階から4階の窓ガラスを清掃する場合は、高所作業車を使用すること。

3 側溝清掃

- (1) 実施場所は、別に示す図面のとおりで。
- (2) 実施は年1回とします。

4 溜枠清掃

- (1) 実施場所は、別に示す図面のとおりです。
- (2) 実施は年1回とします。

5 エアコンフィルター清掃

- (1) 実施個所 ファンコイルユニット 170ヶ所、全熱交換形換気扇 69ヶ所
- (2) 実施は年2回とします。

定期清掃(側溝・溜桧)

